

ここが聞きたい 2人の議員が一般質問

一般
質問

第5日目に一般質問が行われ、2人の議員が町政について質問しました。



水沼 孝夫 議員 (5ページ)

- ① 人事異動について
- ② 第6次町振興計画における基本構想の変更（修正）について
- ③ 町政懇談会及び地区座談会について



増湊 さつき 議員 (6ページ)

- ① 町の男女共同参画施策について

一般質問とは



一般質問は、定例会において行われ、議員が町の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものです。質問する議員も、受ける執行機関もともに十分な準備が必要なことから、通告制とされています。

質問時間は、1人につき質問・答弁を含め60分以内とされています。

〈次回の定例会は9月4日からの予定です〉

みんなで議会を傍聴しましょう

議会は、はがチャンネルでも放送します。

— 放映時間 —

会議当日	午後8時から
再放送	翌日の午後2時から

人事異動について 第6次町振興計画における基本構想の変更（修正）について

一般質問



水沼 孝夫 議員

問 前年度特例により勤務延長された部長級ポストが再度勤務延長された。現有する職員を最大限に活用した行政運営が肝要であり、高度な人材育成が求められている。勤務延長に関する特例では3つの要件に法律上合致した形での対応が必要である。それが勤務延長によつて体の良い天下りポストになつてしまつては、問題であり、誠に慎まなければならぬ。再勤務延長の理由について、昨年1年間で職員の適正把握、後継者の育成ができなかったのか、また、なぜ再任用ではいけないのかについて問う。

町職員にかかわる人材育成や人材活用については、同じく認識しています。人事異動も適材適所に配慮しています。質問の定年による退職の特例は、対象者が特定されることから、答弁は控えさせていただきます。

問 町の人口は1万5093人である。人口目標を平成39年度に1万5000人としていますが、加速度的に進んでいく人口減少に有効な対策を早急に講じていかなければならない。10年先の目標を計画2年目にしてすでに下回るといふ、これはあまりにも予測が甘すぎると言わざるを得ない。

答 町長 町職員にかかわる人材育成や人材活用については、同じく認識しています。人事異動も適材適所に配慮しています。質問の定年による退職の特例は、対象者が特定されることから、答弁は控えさせていただきます。

工程表を示さず、対応がさらに遅くなれば深い傷を負うことになる。町としての基本構想及び基本計画の変更の考えを問う。

答 町長 平成29年度は計画を実現するための事業を優先して予算編成を行っています。平成30年度から計画策定に向けた準備を進め、平成31年度には基本計画の中期計画を策定する予定です。今後、基本構想の内容についても見直しを検討する必要がある場合については、振興計画審議会に諮問するなどの手順を踏んで進めていきたいと思ひます。

問 北部2地区の再ほ場整備計画をされているが、都市計画とは相反するもので、利益の相反関係になる。祖母井の周りの土地が将来20年も30年も利用出来なくなれば大問題である。目標人口1万5000人を維持するために県平均の1世帯当たりの人員2・54人を当てはめると、世帯数が5905世帯必要になる。今

から約1000世帯も不足するという予測ができる。芳賀高校跡地に124世帯整備できるが、その8倍規模の区画、住居系市街化区域が必要になる。芳賀町は町全体の0・8%、56ヘクタールの市街地しかなく、この先成長しようがない。人口減少は起こるべくして起こっている訳で、明らかに土地政策のミスである。土地改良よりも市街化区域を最優先して整備していくのが当たり前だと思ひますが、見解を問う。

町政懇談会及び地区座談会について

問 「5月に町政懇談会が行われ、多くの関係者が参加された。町長からの説明がなされたが、スライドの多くが項目の箇条書きで、内容は町長の口頭のみでの説明が多かった。地区座談会では資料をもっと活用して解りやすく、多くの地域の声を伺える説明スタイルを一考願ひたい。

町長 自治会長等の意見の皆さまにより解りやすい説明となるよう努めていきます。

答 建設産業部長 町の方の整備を進めながら、周辺の一部の農地について計画的に市街化区域に編入して拡大し、整備をしていく考えです。

芳賀町国勢調査人口比較

平成27年国勢調査		平成22年国勢調査		平成17年国勢調査	
人口(人)	対平成22年比	人口(人)	対平成17年比	人口(人)	
	増減数		増減率(%)	増減数	増減率(%)
15,189	▲841	16,030	▲337	▲2,067	16,367
平成27年国勢調査		平成22年国勢調査		平成17年国勢調査	
総世帯数	対22年比	総世帯数	対17年比	総世帯数	
4,957	50	4,907	193	3,267	4,714

一般質問



増洲 さつき 議員

男女共同参画都市宣言にふさわしい町づくりとは

問 平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成28年7月28日には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律―いわゆる女性活躍推進法」が成立した。まず、男女共同参画社会の推進について、町長の考えを問う。

答 町長 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、男女が政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができる。かつ、と

もに責任を負うべきものであると考えております。性別による社会的役割にしばられることなく、両性が対等な構成員として能力を發揮できる機会を確保することや、男女の個人としての尊厳を大切にして男女の差別をなくし、家庭生活を始め地域や職場などでの環境づくりをしていくことは大切なことだと考えております。町では男女共同参画社会の実現に向け、第6次芳賀町振興計画、第II期男女共同参画計画に基づき施策を実施していくとともに、男女共同参画都市宣言によ

る町づくりを行っています。第II期芳賀町男女共同参画計画の成果指標・目標値達成のための具体的施策は。

問 第II期芳賀町男女共同参画計画の成果指標・目標値達成のための具体的施策は。

答 町長 男女共同参画の啓発や意識向上のため、女性団体連絡協議会等の関係団体と連携し、「かがやく町民のつどい」などさまざまな事業を開催しています。また、昨年度は生涯学習講演会や男性の家事・子育ての参画を図るため、父子の料理教室を実施いたしました。さらに、広報はがや芳賀チャンネル、ホームページ等さまざまな

機会を通して周知することで男女共同参画に対する町民の意識を高めるよう展開しております。

問 男女共同参画に関する条例制定についての考えを問う。

答 町長 第6次芳賀町振興計画及び第II期芳賀町男女共同参画計画を推進することで柔軟に対応していきたいと考えます。また今年度、第II期芳賀町男女共同参画計画を推進するため、推進委員会の設置を予定しており、その中で男女共同参画を推進するための施策等を協議していきますので、併せて条例制定の必要性も協議してまいります。

問 「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画」における目標達成のための取り組みは。

答 町長 町では平成27年度に行動計画を策定しその数値目標は、平成32年度までに管理的地位の女性職員の割合を25%以上にする、係長以上の女性職員の割合を38%以上にする、育児休業を取得する

男性職員の数を一人以上にするものとしており、その実現のため、女性職員を対象とした研修や課長補佐、係長など各役職に応じた研修も実施しております。

問 「第II期芳賀町男女共同参画計画」と「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画との関係は調和のとれたものになっているのか。

答 町長 それぞれの計画は一体のものとして策定しましたので、市町村推進計画の重要事項である特定事業主行動計画は調和のとれたものになっていると認識しております。



▲町庁舎に掲げた懸垂幕